

平成24年 6月14日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成24年6月14日(木)午後2時30分開議

日程第 1 請願第 1号 町道2157・2217号線の舗装整備に関する  
請願

請願第 4号 道路拡幅舗装と側溝設置に関する請願  
審査報告(総務産業常任委員長)

日程第 2 請願第 2号 「国における平成25(2013)年度教育予算拡充に  
関する意見書」採択に関する請願

請願第 3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」  
採択に関する請願  
審査報告(文教福祉常任委員長)

日程第 3 意見書案第1号 国における平成25年度教育予算拡充に関する  
意見書について

日程第 4 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書に  
ついて

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番 林 俊之君  
2番 大網正敏君  
3番 石毛藤樹君  
4番 花香孝彦君  
5番 佐久間義房君  
6番 板寺正範君  
7番 城之内一男君  
8番 高木武男君  
9番 林 甚一君  
10番 鈴木正昭君  
11番 多田和弘君

12番 土屋 進 君  
13番 山崎 ひろみ 君  
14番 宮崎 正吾 君  
15番 高嶋 雅弘 君  
16番 鎌形 寿一 君

欠席議員

なし

出席説明員（12名）

町 長 岩田 利雄 君  
副町長 清水 正幸 君  
総務課長 五十嵐 秀司 君  
病院事務長 宇ノ澤 康成 君  
町民課長 池永 芳則 君  
健康福祉課長 林 敏行 君  
会計管理者 石毛 克身 君  
まちづくり課長 金島 正好 君  
農業委員会事務局長 河津 静夫 君  
教育委員会委員長 向後 元道 君  
教育長 小澤 茂君  
教育課長 鈴木 努君

出席事務局員（3名）

事務局長 小林 豊  
次長 青柳 清子  
主査 箕輪 広次

(午後 2時30分 開議)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は16人全員です。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ち報告します。

本日、議員発議による意見書案2件を受理しました。

以上で報告を終わります。

これから議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、請願第1号、町道2157・2217号線の舗装整備に関する請願、及び請願第4号、道路拡幅舗装と側溝設置に関する請願、以上、2件を一括議題とします。

この請願は、総務産業常任委員会に審査の付託をしてあります。

したがって、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務産業常任委員長、山崎ひろみ君。

13番(山崎ひろみ君)

それでは、総務産業常任委員会審査報告を申し上げます。

総務産業常任委員会に付託されました、請願第1号、町道2157・2217号線の舗装整備に関する請願、及び請願第4号、道路拡幅舗装と側溝設置に関する請願については、昨日6月13日に、町長、副町長、まちづくり課長等の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

また、現地調査では請願者の関係区長から請願内容の説明がありました。

その審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、請願第1号についての審査における意見等を要約して申し上げますと、意見として、当該道路の両端において狭隘な部分もあり、用地買収や技術的に検討すべき面も懸念されるが、請願の趣旨である農作業の効率化と渋滞緩和に資するものとする。

また、国道の混雑緩和を主眼にすれば狭隘な部分避けて整備しても有効である。

また、渋滞緩和のみならず、地域の活性化にもつながると考えるので採択に

賛成である。

以上のような意見等があり、請願第1号、町道2157・2217号線の舗装整備に関する請願について、採決した結果、当委員会においては全員賛成により採択すべきものと決定しました。

次に、請願第4号では、意見として、現地は幅員も狭く緊急車両の通行に支障を来す状況であると認識されるので、拡幅舗装をすることにより生活道路として利便性が図れるものと考えなどのような意見があり、請願第4号、道路拡幅舗装と側溝設置に関する請願について、採決した結果、当委員会においては全員賛成により採択すべきものと決定しました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（鎌形寿一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、請願第1号、町道2157・2217号線の舗装整備に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、請願第 4 号、道路拡幅舗装と側溝設置に関する請願を採決します。  
この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

請願第 4 号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第 2、請願第 2 号、「国における平成 25(2013)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、及び請願第 3 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上、2 件を一括議題とします。

この請願は、文教福祉常任委員会に審査の付託をしてあります。

したがって、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教福祉常任委員長、鈴木正昭君。

10 番(鈴木正昭君)

それでは、文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました、請願第 2 号、「国における平成 25(2015)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、及び請願第 3 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、昨日 6 月 13 日に、町長、副町長、教育長、教育課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、請願第 2 号についての審査における意見等を要約して申し上げますと、意見として、国の財政が逼迫している状況下、必要性は理解するが、教育予算と言えども拡充を訴えることには無理があると考えます。

請願は毎年同じような形で提出されているが、教育予算に対する基本姿勢を示すということで、この趣旨には賛成です。

子どもたちの安全・危機管理対策が必要とされる昨今の社会情勢から、これらの経費に充てるためにも採択には賛成です。

以上のような意見等があり、請願第 2 号、「国における平成 25(2013)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採決した結果、当

委員会においては賛成多数により採択すべきものと決定しました。

次に、請願第3号では、意見として、学級定員規模を適正に維持するなど、一定水準の教育環境を維持するためにも義務教育費国庫負担制度を堅持していかなければならないと思いますので、採択に賛成です。

以上のような意見等があり、請願第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採決した結果、当委員会においては全員賛成により採択すべきものと決定しました。

以上で、文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。

議長（鎌形寿一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、請願第2号、「国における平成25（2013）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

請願第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、請願第3号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

請願第3号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第3、意見書案第1号、国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書について、及び日程第4、意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書について、以上、2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

ここで、お諮りします。

意見書案第1号及び意見書案第2号については、さきに採択された請願の内容と重複しますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

意見書案第1号及び意見書案第2号については、提案理由の説明は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、意見書案第1号、国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書2件については、議長においてしかるべく取り計らいますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長からごあいさつをお願いします。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会6月定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、執行部より承認2件、議案4件を提案し、繰越明許費について報告をさせていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、すべての案件を原案のとおり可決ご承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

会期中にちょうだいいたしましたご意見ご提言につきましては、鋭意検討し町政に反映してまいり所存でございます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

さて、去る11日、千葉県町村会長として市長会長であります根本野田市長とともに厚生労働省と民主党本部に出向き、緊急要望書を提出してまいりました。内容はこの9月から不活化ポリオワクチンの予防接種が導入されることに伴い、これにかかる財源を国の責任において確保し負担することを求めるものであります。

また、現在全国町村会の副会長という役職を仰せつかっておりますが、国の制度にかかわります重要な会議に出席する機会も多くなってまいりました。そのような席においてしっかりと地方の立場で発言をしてまいりたいと考えております。こうした場面は新しい情報を身近に接したり、あるいは町の取り組みを効果的にアピールできる機会でもあります。

一般質問でお答えをいたしました「検診を活用した健康づくりモデル事業」は県内では今年度本町が採択され、今後も最先端の情報をいち早くとらえ、町の施策に積極的に反映してまいりたいと考えております。

梅雨に入り、体調を崩しやすい季節でございます。議員各位には健康管理に十分ご留意をいただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、なお一層のご指導ご支援を賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たりごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

ありがとうございました。それでは私からも一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位の皆様、3日間の日程ではありましたがご協力ありがとうございました。無事すべての議案がスムーズに通ることができました。ありがとうございました。そして執行部の皆様方、いろいろと私どものためにお骨折りいただき本当にありがとうございました。

話は変わりますが、昨年1期生になられました議員の皆様方、もう議員としていろいろと学ぶことができたのかなと思います。その間にいろいろと勉強等、まさに町のためにもう活躍されていることと思います。これからもまだまだいろんな問題等出てくるかとは思いますが、議会としてめり張りのある議会づくり、意見を言うときは言う、賛同するときは賛同する、お金のかからないものはかけない、そういっためり張りのある議会を目指して残り、まだ始まったば

かりですが、この期間一生懸命協力してやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。体には十分気をつけて一緒に活躍したいと思ひます。よろしくどうぞお願ひします。ご苦勞さまでした。

以上で、平成24年6月東庄町議会定例会を閉会します。

(午後 2時57分 閉会)